

労災保険率設定の基本的考え方

- 労災保険率は、労働保険徴収法等の規定に基づき、事業の種類ごとに設定。

労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率等、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮し定めると規定されている（徴収法第12条第2項、徴収令第1項）。

この規定に基づいて、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成17年3月25日制定、令和5年11月27日改定）に従って設定。

- 労災保険率の改定は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討を経て決定。

- 労災保険率の要素

労 災 保 険 率	業 務	短期給付分…療養補償給付、休業補償給付等 <u>純賦課方式</u> （事業の種類により異なる料率） 一定期間（3年間）の収入と支出が均衡するように算定
		長期給付分…年金たる保険給付等 <u>充足賦課方式</u> （事業の種類により異なる料率） 労災事故の責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来にわたる年金給付に要する費用を全額徴収する考えで算定し、将来給付分は、積立金として保有
	災 害 分	
	非業務災害分（複数業務要因災害、通勤災害、二次健康診断等給付及び複数事業労働者に係る非災害発生事業場の賃金額の合算に要する費用分） （全業種一律）	
	社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分 （全業種一律）	
	年金積立調整費用（積立金の過不足を調整する部分） （全業種一律）	